

令和7年度茨城地方最低賃金審議会  
第1回茨城県最低賃金専門部会議事録

令和7年8月4日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和7年8月4日（月）午後2時45分から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉  
清山 玲  
野村 貴広

労働者代表委員 小坂 祐之  
生井澤 律子  
宮下 有一

使用者代表委員 遠藤 隆光  
澤畑 英史  
山崎 敏紀

茨城労働局 労働基準部長 江口 勇次  
賃金室長 黒羽 勝利  
室長補佐 猪狩 智行  
賃金係 佐藤 瑞己

#### 議事次第

- (1) 部会長及び同代理の選出について
- (2) 茨城地方最低賃金審議会  
茨城県最低賃金専門部会運営規程（案）について
- (3) 金額調査審議
- (4) その他

補 佐

本日は、お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。ただ今から、令和7年度茨城地方最低賃金審議会第1回茨城県最低賃金専門部会を開催いたします。本日は、専門部会委員が全員出席となっておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規程を満たしており、本専門部会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

令和7年度最初の茨城県最低賃金専門部会ですので、部会長並びに部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。審議に入らせていただく前に、労働基準部長の江口よりご挨拶申し上げます。

部 長

労働基準部長の江口です。専門部会の委員の皆様方におかれましては、本審議会に引き続きご出席いただきありがとうございます。専門部会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

先ほど本審議会の方でも説明させていただいたとおり、中央最低賃金審議会において、目安額の慎重な議論が続いておりまして、現在、まだ終了していないという状況になっております。目安額答申が大幅に遅れておりまして、委員の皆様方にはご心配をおかけしておりますこと、お詫び申し上げます。このような状況の中ですが、本日から本専門部会におきまして、本格的な審議をお願いすることになります。

最低賃金を決定するにあたりましては、当審議会の意向が大変重要になるところ、法定三要素、当県の経済・雇用の実態を見極めつつ、今後出される目安額を参酌していただいた上で、公・労・使で十分に議論いただいて決定していただければと思っております。

現在、物価高により実質賃金も5か月連続マイナスとなっております。また一方で、不安定な国際情勢などの問題で、経済情勢も先行きが読みづらいということもあるかと思っております。このようなことを踏まえまして、今年の審議に

ついても、厳しいものになると思っております。

委員の皆様方におかれましては、大変ご苦勞をおかけいたしますが、可能な限り、全会一致を目指してご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

補 佐

それでは、部会長並びに部会長代理の選出に入らせていただきます。部会長並びに部会長代理は、最低賃金法第24条を準用して、公益代表委員のうちから選出することになっております。事前に公益代表委員による打合せの時間を設け、候補者が選出されましたので、ご報告させていただきます。

部会長候補に清山委員、部会長代理候補に井出委員の名前が挙がっております。お願いしてよろしいでしょうか。

委 員

(異議なしの声)

補 佐

ありがとうございます。それでは、部会長に清山委員、部会長代理に井出委員と決定されました。これ以降の議事進行につきましては、清山部会長にお願いしたいと思います。

清山部会長、よろしくお願いいたします。

部会長

それでは、本日より茨城県最低賃金改定の調査審議をしっかりと進めてまいりたいと思います。

毎年、この審議会ほど大変な審議会はないと思っておりますけれども、今年は例年と違って目安額が決まらない中で本審議会および専門部会の出発となります。皆様もとてもご心配されているのではないかと思います。しっかりと審議してまいりたいと思います。どうぞ、よろしくご協力賜りますようお願いいたします。

早速ですが、まず始めに、茨城県最低賃金専門部会運営規程（案）について、お諮りいたします。事務局から説明をお願いします。

室 長

専門部会運営規程（案）について、説明いたします。お手元の配付資料ナンバー 2、2 ページをご覧ください。お示ししている運営規程（案）は、文字どおり、専門部会の議事運営に関して定めたものです。概略要点のみ説明させていただきます。

第 1 条は、議事運営に関し、法令である最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの、という規程の目的です。第 2 条は、会議の招集等についての規程です。第 3 条は、欠席についての規程で、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、部会長に通知するとなっておりますが、実務的には、従来どおり、事務局の方にご連絡いただければと思います。第 4 条は、会議における発言など、議事進行のルールです。第 5 条は、会議における公開又は非公開についての規程です。例年、専門部会は、金額審議が中心となることから、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性の確保という観点から、ただし書きを適用して、非公開としておりますが、7 月 7 日に開催いたしました第一回本審議会においてご確認いただいたところです。第 6 条は、会議の議事録の作成と議事録の公開、非公開についての規程です。議事録は、部会長及び部会長が指名した委員 2 名がその内容を確認することとなっております。2 年前から、第 5 条の専門部会の公開、非公開と同様の理由により、議事録は非公開とし、第 3 項により議事要旨を作成しておりますが、これも 7 月 7 日に開催いたしました第一回本審議会においてご確認いただいたところです。第 7 条以降につきましては、割愛させていただきます。最後に、附則としまして、施行日が記載されることになっておりますが、これについて

は、後ほどお決めいただきたくことになっております。以上です。

部会長

ありがとうございました。専門部会の会議及び議事録は、原則、公開となっております。しかし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、非公開にできることになっていきます。

専門部会につきましては、金額審議という観点から、他県でもほとんど非公開としております。茨城県も、率直な意見交換を保障するという考え方から、金額審議は、率直な意見交換などが損なわれる場合があり得るので、7月7日の本審議会で審議しましたとおり、会議の金額審議の部分は、非公開とし、議事録についても、金額審議の部分は非公開にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

委員

(異議なしの声)

部会長

最終的に答申するときの本審議会においては、どのような考え方で労使が審議をして、結果的にどのように決まったかということについては、かなり透明性を高めています。ですから、審議の途中においては、やはり審議に差し障りがでることがあり得るので、非公開としますけれども、その点は、配慮した形で本審議会の場で説明するようになりたいと思っております。よろしく申し上げます。

また、議事録の確認に関して、部会長及び部会長が指名した委員2名がその内容を確認することになっております。この議事録の確認について、労働者側委員は生井澤委員、使用者側委員は澤畑委員にお願いしたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

委員

(異議なしの声)

部会長

ありがとうございます。それでは、原案どおり決定いたします。よろしく申し上げます。

続きまして、附則の施行日につきましては、本日からの施行となりますので、令和7年8月4日と入れていただき、(案)を削除してください。

それから、運営規程第3条の会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならないと書いてありますが、ここは、従来どおり、事務局に連絡していただきますよう、よろしく願いいたします。

では、金額審議を行うにあたり、労使双方から金額提示の基本的な考え方について述べていただきます。まず、労働者側からお願いいたします。

労側委員

それでは、述べさせていただきたいと思います。

金額提示の基本的な考え方になりますが、先ほどの本審議会の中でも申し上げましたけれども、今年の審議について、物価高の影響等で私たち労働者の生活は、昨年以上に厳しさを増しているところです。とりわけ、最低賃金近傍で働く仲間の暮らしは、極めて苦しい状況に置かれています。繰り返しになりますが、2025春季生活闘争での賃上げの状況については、33年ぶりに5%台の高い水準と言われた昨年をさらに上回る結果となっており、労働組合のない職場で働く労働者に対しても、最低賃金の大幅な引上げを通じ、波及させる必要があると考えています。

茨城県におきましても、連合茨城の地場共闘センターに登録している77組合中63組合で妥結していますが、組合員加重平均で1万2,356円、4.37%の賃上げということで、昨年よりも微増ではありますが、高い水準の賃上げが実現しています。このことについては、長く続く物価高や賃金水

準の停滞が企業経営や産業の存続に及ぼす影響について、労使間で中長期的視点を持って、粘り強く、かつ、月例賃金にこだわって交渉した結果であると考えています。

現在、茨城県においては、最低賃金額1,005円ではありますが、全国加重平均1,055円と比較しても、50円の格差があります。年間2,000時間働いたとしても、年収は、201万円程度であり、全ての働く者のセーフティネットとしては、不十分であると考えています。また、茨城県は、経済実態を示す総合指数が全国9番目ですが、最低賃金の金額は14番目です。Bランク内で見ると、総合指数が3番目ではありますが、最低賃金は8番目の金額であり、5つの道・県では、総合指数が茨城県より低いにも関わらず、最低賃金は茨城県よりも高い金額になっているところでは、千葉県や埼玉県など、隣接する県との額差については、労働力の流出にもつながることから、解消しなければならない課題だと考えております。

したがいまして、目安額を尊重しつつ、ランク内及び地域間の額差是正を図りながら、やはり、茨城県らしい最低賃金を設定すべく、論議をしていくべきだと考えています。以上です。

部会長

ありがとうございました。それでは、続きまして、使用者側の考え方をご説明ください。

使側委員

はい、使用者側の考え方です。

先ほどの本審議会でもお伝えしたことは割愛させていただきたいと思いますが、企業としましては、人手不足という構造的問題への対応の一環として、必要な人材に対しまず賃金の引上げには前向きです。大手企業を中心に、報道にも出ていますけれども、賃上げの動きが続いております。また、労働人口が減少することが明らかな中で、労使が協力して持続可能な社会の実現を目指すべく、賃上げに

向けて議論を深めていくことは重要だと理解しています。

ただ、ここ数年、最低賃金は高い水準の引上げが行われておりまして、原資の乏しい中小企業・小規模事業所がその水準に対応できず、廃業を選択したり、大事な従業員の雇用が失われたりすることは、絶対に避けなければならないことだということを感じています。

そういったことも踏まえまして、丁寧な審議を進めていくことに努めるとともに、茨城県は南北に長く、人口減少が課題となっているエリアもございます。最低賃金というのは、県内全域に適用されますので、細かく丁寧に見ていくことが必要だと使用者側は考えております。

どうぞ、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

部会長

ありがとうございました。ただ今、労使双方から、金額提示の基本的な考え方の説明をいただきました。何か、質問等ございますか。

全委員

(質問等なし)

部会長

これから審議していく中で、意見交換は十分できると思います。それでは、このあと具体的な金額審議に進みたいと思います。ここからは、非公開となりますので、傍聴人の方は退席をお願いいたします。

(傍聴人、退室)

**【以降は、金額調査審議のため『非公開』となります。】**